



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 エ ス ポ ア
代 表 者 名 代表取締役社長 石川 英樹
(コード番号 3260 名証セントレックス)
問 合 せ 先 管理部長 寺田 幸生
電 話 番 号 052-622-2220

定款一部変更についてのお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 31 日開催予定の第 43 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 発行可能株式総数の変更

当社株式の流動性の向上及び将来の機動的な資金調達を可能とするために、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の 4,800,000 株から 6,000,000 株に変更するものであります。

(2) 補欠監査役の選任及び任期

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(3) 会社法の一部を改正する法律

平成 26 年 6 月 27 日に「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が公布され、同法の施行日（平成 27 年 5 月 1 日）以降においては、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになることに伴い、これらの取締役及び監査役についても、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 30 条及び第 41 条の一部を変更するものであります。

なお、定款第 30 条の一部変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) 会計監査人の責任免除

会計監査人が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、会計監査人の責任を法令で定める範囲で免除することができる旨の規定及び会計監査人の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。また、条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,800,000</u>株とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (記載省略) 2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(監査役を選任) 第33条 (記載省略) 2 (記載省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期) 第34条 (記載省略) 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>6,000,000</u>株とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(監査役を選任) 第33条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期) 第34条 (現行どおり) 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(中 略)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 (記載省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 46 条～第 49 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(<u>会計監査人の責任免除</u>)</p> <p>第 46 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人 (会計監査人であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 47 条～第 50 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日
定款変更の効力発生日

平成 27 年 5 月 31 日 (日)
平成 27 年 5 月 31 日 (日)

以上